

食品安全委員会第238回会合議事録

1. 日時 平成20年5月15日(木) 14:00～14:33

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品

プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤(カルチャージ)

(農林水産省からの説明)

(2) 肥料・飼料等専門調査会における審議状況について

・「タウリン」に関する意見・情報の募集について

・「L-アスコルビン酸ナトリウム」に関する意見・情報の募集について

・「飼料添加物アスタキサンチン、カンタキサンチン及び酢酸 *d*l- α -トコフェロールの製剤の賦形物質リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム」に関する意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

・農薬「ジクロルミド」に係る食品健康影響評価について

・農薬「ハロスルフロキメチル」に係る食品健康影響評価について

・農薬「ブプロフェジン」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「W S H株を利用して生産されたL-セリン」に係る食品健康影響評価について

(4) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成20年4月分)について

(5) その他

4. 出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員
(説明者)

農林水産省消費・安全局 大石畜水産安全管理課長補佐

(事務局)

栗本事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、西村勧告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 製造販売承認に当たり意見を聴取する動物用医薬品の概要について
- 資料 2 - 1 肥料・飼料等専門調査会における審議状況について〈タウリン〉
- 資料 2 - 2 肥料・飼料等専門調査会における審議状況について〈L-アスコルビン酸ナトリウム〉
- 資料 2 - 3 肥料・飼料等専門調査会における審議状況について〈飼料添加物アスタキサンチン、カンタキサンチン及び酢酸 *d*L- α -トコフェロールの製剤の賦形物質リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム〉
- 資料 3 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ジクロルミド〉
- 資料 3 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ハロスルフロンメチル〉
- 資料 3 - 3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ブプロフェジン〉
- 資料 3 - 4 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈W S H株を利用して生産されたL-セリン〉
- 資料 4 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 20 年 4 月分）について

6. 議事内容

○見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 238 回会合を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。また、農林水産省から、畜水産安全管理課の大石課長補佐に御出席いただいております。

それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第 238 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 10 点ござ

います。資料が多数ありますので、一部は資料番号のみの読み上げとさせていただきます。

資料 1-1 が「食品健康影響評価について」。

その関連資料として資料 1-2。

資料 2-1 から 2-3 まだが「肥料・飼料等専門調査会における審議状況について」。

資料 3-1 から 3-3 まだが「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3-4 が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4 が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 20 年 4 且分）について」で
ございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの
説明について」でございます。

資料 1-1 にありますとおり、5 月 12 日付けで、農林水産大臣から動物医薬品 1 品目及
び厚生労働大臣から動物用医薬品 4 品目について、食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、農林水産省の大石課長補佐から説明をお願いいたします。

○大石畜水産安全管理課長補佐 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課の総括班長を
やっております大石と申します。よろしく申し上げます。座って説明をさせていただきます。

今、委員長から御説明がありましたように、資料 1-1 で意見を聴く文書がございます
が、関連資料といたしまして、資料 1-2 を御覧ください。

今回、意見をお伺いする動物用医薬品の概要について簡単に説明したものでございます。

「1.」のところは成分の説明をしてございます。主成分は①から④のプロピオン酸カル
シウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム、酸化マグネシウム、この 4 物質が
成分になっております。

この医薬品の対象動物は牛でございまして、「（4）効能又は効果」というところがご
ざいますが、「牛の乳熱の予防」という効能・効果の医薬品でございます。

（3）に戻って「用法及び用量」が説明してございますが、この医薬品には専用の投与
器具、それから既に薬剤が入ったプラスチックの容器を医薬品として販売するものですが、
そのプラスチックの容器を装着して投与する器具というのも付属した医薬品になっており
ます。

これを 2 回強制経口投与するというものでございます。

1 回目は牛が分娩する 6 時間前から分娩直後を目安にして、1 容器 360g になっておりますが、これを強制経口投与して、2 回目は初回投与後 12 時間を目安にもう一度 1 容器投与するという使い方でございます。

今回、この製剤として健康影響評価をお願いしておりますが、同時に厚生労働省からは先ほどの資料 1-1 にございますように、牛用の各 4 物質について食品中の残留基準を設定するという事を聴いていただいております。そういう関係になっております。

この製剤、申請内容のお話ですが、休薬期間を設定することになっておりますが、本剤は有効成分であるカルシウム、マグネシウムは生体内の必須元素であるということから、休薬期間としては設定をしておりません。この点を含めて健康影響評価をお願いできればと考えております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

○廣瀬委員 1 つわからないことがあるんですが、使用の目的の「乳熱」というのはどういうものでしょうか。

○大石畜水産安全管理課長補佐 雌の牛の特有の病気でございます。妊娠して産前になると、非常にカルシウムを使ってミルクをためるものですから、産前・産後にはすごく血中のカルシウム濃度が使われる。結局、低カルシウム血症になりまして、ひどいものと起立不能に陥ったりいたします。これを投与しておけば、その予防になるというものでございます。

○廣瀬委員 熱が出るとか、そういうわけでもないんですか。

○大石畜水産安全管理課長補佐 熱も出ます。

○見上委員長 外にございせんか。この乳熱というのは強烈的な病気で、もし投薬しないと、子牛が産まれてすぐ母牛が死んでしまうとか、大変な病気です。この薬物をやると劇的に治るんです。今までひいひい言っていたのがぱっと立ちまして、普通になるという、学生実習にとって一番見応えのある病気です。

外にございますか。

○小泉委員 「分娩 6 時間前」と書いていますね。牛というのはそんなに正確に産まれてくるものなんですか。

○大石畜水産安全管理課長補佐 私も臨床の方はあまり専門でないのですが、分娩予定 6

時間前ということだと思います。

○小泉委員 人間だと、例えば 24 時間と言っている、2 日かかったりとかということで、なかなか難しいように思うんですが、教えてください。

○見上委員長 確かに時間はずれることもありますが、ほとんどが農家の方が自分たちでできるんですが、難産だったり、逆子だったら大変ですし、大体想定はつくわけです。ですから、獣医さんが待機する可能性もありますし、農家の方も、大体夜中の 3 時頃産まれるんじゃないかといったら、12 時くらいから準備する。要するに、症状と言ったらおかしいですが、わかるんです。

○小泉委員 割合正確に産まれるんですね。

○見上委員長 そうです。

○小泉委員 わかりました。

○見上委員長 そうですね。外に何かございますか。外の獣医さん、いかがですか。

○酒井情報・緊急時対応課長 分娩徴候というのを正確につかむのは確かに難しい面はあるんですが、ストレートに申し上げますと、外陰部の緩み具合とか、場合によっては外陰部から手を入れて、子宮外口部の開き具合を診て、これは数時間後に産まれそうだなというのがある程度判断がつきます。

○小泉委員 わかりました。ありがとうございます。

○見上委員長 外にございますか。それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会において審議することといたします。

大石課長補佐、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

「肥料・飼料等専門調査会における審議状況について」でございます。本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料 2-1 から資料 2-3 に基づいて御説明いたします。いずれも肥料・飼料等専門調査会におきまして、評価が行われた品目でございます。まず、資料 2-1 のタウリンについて御説明いたします。

評価書（案）の 3 ページ、「審議の経緯」にございますように、2008 年 3 月に厚生労働大臣及び農林水産大臣より飼料添加物の安全性に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

肥料・飼料等専門調査会におきまして、1 回御審議いただきまして、本日評価書（案）

が提出されたものでございます。

まず、当該品目の概要でございますが、5ページの「7. 使用目的及び使用状況等」に記載がございますように、タウリンは生体内で遊離した状態で存在する含流アミノ酸様化合物ということでございまして、生体中のほとんどすべての組織に存在しており、特に心筋や骨格筋などに多量に分布しているものでございます。

諸外国におきましては、タウリンは食品添加物として使用が認められている外、タウリンを含みましたドリンク剤が販売されているということでございます。

我が国におきましても、医薬品として承認もされているということでございますし、また医薬部外品を含むドリンク剤の主成分として広く使用をされているものでございます。

また、既存添加物として収載されているものでございます。

動物用医薬品では栄養補給、中毒時の補助療法等を目的といたしまして、使用されているものでございます。

飼料の分野におきましては、養魚用の配合飼料中のタウリン補給源といたしまして、魚粉や天然物由来抽出タウリン等が飼料として使用されてきているところでございます。

しかしながら、近年魚粉が枯渇している状況にあるため、魚粉低減飼料の開発に取り組まれているということにして、魚粉の代替タンパク質源である植物由来タンパク質では飼料中のタウリン含量が不足するということから、飼料添加物としてタウリンの使用が求められている。こういう背景があるということでございます。

6ページの中段以降に、タウリンの「II. 安全性に係る知見の概要」がまとめられています。

御案内のように、タウリンは生体成分でもあるということでございまして、安全性についてはいろいろな試験成績の結果、特に問題となるものは認められておりません。ラットを用いました投与試験の成績、あるいは8ページで急性毒性試験、亜急性毒性試験、9ページで慢性毒性試験、生殖発生毒性試験、10ページで遺伝毒性試験と、それぞれの試験成績がまとめられておりますが、問題となる所見はございません。

11ページに参りますと、「(1) 飼養試験」ということで、鶏、ウナギ、12ページでヒラメ、マダイ、ブリといったものに対しまして、それぞれ試験が実施されているところでございます。

飼養試験でございますが、特に魚類に対しましては、タウリンを添加することによりまして、弊死率が下がるということで、その効果が示されているところでございます。

14ページの方にまいりますと、その他の知見ということで、食肉中のタウリン含有量で

あるとか、魚類組織中のタウリン含有量等の試験成績がまとめられているところがございます。

試験成績等の概要につきましては、以上でございます、最終的な食品健康影響評価につきましては、17ページにまとめられております。

結論としては、最後の2、3行に書かれておりますように「タウリンが飼料添加物として適正に使用される限りにおいては、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」という結論になっているものでございます。

続きまして、L-アスコルビン酸ナトリウムについて御説明いたします。

評価書（案）2ページの「審議の経緯」に示されておりますように、本年3月に農林水産大臣より飼料添加物の安全性に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

肥料・飼料等専門調査会におきまして、1回御審議をいただきまして、本日、評価書（案）が提出されているものでございます。

L-アスコルビン酸ナトリウムでございますが、前回、L-アスコルビン酸につきましては、対象外物質としての評価結果につきまして、御説明させていただいたところがございます。

L-アスコルビン酸ナトリウムにつきましても、基本的な評価といたしましては、先のL-アスコルビン酸と同様に、既に当食品安全委員会におきまして、御評価をいただいております食品添加物のL-アスコルビン酸カルシウムの評価結果を引用して評価を行っているところでございます。

L-アスコルビン酸カルシウムにつきましては、毒性添加物として適正に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はないと評価されているところでございます。L-アスコルビン酸ナトリウムにつきましても、飼料添加物として適正に使用される限りにおいては、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。こういう評価結果をいただいているところでございます。

資料2-3でございますが、リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウムの評価書でございます。

評価書（案）の2ページの「審議の経緯」にお示ししておりますように、このものにつきましては、本年2月8日に賦形物質としてリグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウムを追加することに係る食品健康影響評価について、要請があったものでございます。

このものにつきましても、肥料・飼料等専門調査会におきまして、1回御審議をいただきまして、本日、評価書（案）が提出されたものでございます。

4 ページ「Ⅰ．評価対象物質の概要」がまとめられております。その中の「2．有効成分の一般名等」に記載してございますが、リグノスルホン酸塩は、植物細胞壁を構成する非結晶性の網の目状の構造を有する高分子化合物であるリグニンを亜硫酸水素塩処理により得られるリグニンの誘導体であるということでございます。

工業的に木材からパルプを生産される場合に、その廃液の方に存在する成分でございます。それを精製して製造されているというものでございます。

「3．使用目的及び使用状況等」に記載がございまして、飼料添加物アスタキサンチン、カンタキサンチン及び酢酸 *dI*- α -トコフェロールの製剤の賦形物質として使用されるものでございます。

「(2) 使用状況等」に記載がございまして、リグノスルホン酸塩につきましては、欧米におきましては、家畜飼料用の粘結剤として用いられているということ。

さらに、米国におきましては、食品用の粘結剤あるいは分散剤としての規格が記載されているものでございます。

5 ページの中段以降「Ⅱ．安全性に係る知見の概要」がまとめられております。

Wistar 系のラットを用いました投与試験の成績が5 ページにまとめられております。

結果は、6 ページの上段に書いてございますように、リグノスルホン酸塩は極めて吸収されにくいと考えられたという結果となっております。

6 ページからは、急性毒性試験以下、毒性試験の試験成績がまとめられております。ラットを用いた急性毒性試験の結果、特に問題がある所見は得られておりません。

また、亜急性毒性試験がラットを用いまして、16 週間の試験が実施されております。最高用量におきまして、体重の減少、下痢あるいは軟便、赤血球数、ヘモグロビン値及びヘマクリット値の低下が認められたということでございますが、それ以下の用量の投与群におきましては、異常は認められなかったということでございます。

また、遺伝毒性試験につきましては、Ames 試験が実施されておきまして、この結果は陰性であるということでございます。

その他といたしまして、ニジマスと豚を用いまして、飼養試験が実施されております。

結果は、製剤の効果は従来製の製剤と同等であるという結論が得られているところでございます。

以上のような試験成績をもちまして、食品健康影響評価の結果が7 ページの下以降にま

とめられているところでございます。

最終的な結論といたしましては、8ページの最後の2行に記載がございますように「賦形物質として適正に使用される限りにおいては、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」という結論になっているものでございます。

以上、資料2-1から資料2-3までの品目の評価書(案)につきまして、本日の委員会終了後、6月13日まで国民からの意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御質問等ございましたら、よろしくお願ひします。

○本間委員 タウリンですが、これは水産物に広く認められる成分で、安全性に関しては問題ないと思うんですが、こういう場合、対象の生物と魚種とかは関係なく、あらゆるものにOKという類型になるんですか。

○北條評価課長 試験で実施されております魚に限定されているものか、あるいは広く一般に使われるかは、追って確認をさせていただければと思います。

○本間委員 説明文なんだろうが、タウリンが不足しがちな魚種があり、タウリンを添加しなければならない不足という強い要因があるからですか。

○北條評価課長 先ほど御説明申し上げました6ページの中段に記載がございますが、現在、植物由来のタンパク質を使った飼料でありますと、タウリンが不足するというので、タウリンの使用が求められていると聴いておりますので、現状のような飼料ですと、不足がちということで、こういうものの添加が必要だと聴いております。

○本間委員 わかりました。

○見上委員長 よろしいですか。

○本間委員 はい、結構です。

○見上委員長 外にございませんか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、本3件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

次の議事に移らせていただきます。

「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。

農薬3品目及び遺伝子組換え食品等1品目に係る食品健康影響評価につきましては、専

門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了いたしております。

それでは、まず農薬3品目につきまして、事務局から説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料3-1から資料3-3に基づいて御説明いたします。

まず、資料3-1 ジクロルミドでございます。

これは薬害軽減剤として用いられる農薬でございます、この評価書の3ページの「審議の経緯」に記載がございますように、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値が定められているものでございます。今回は、基本法24条2項に基づく評価の要請ということで諮問がまいったものでございます。

農薬専門調査会におきまして、2回御審議いただきまして、4月10日から5月9日まで、国民からの御意見・情報の募集が行われたものでございます。

この結果につきまして、期間中に御意見・情報はなかったということでございます。

資料3-2でございますが、ハロスルフロンメチル、これは除草剤でございます。

やはり3ページの「審議の経緯」にお示しておりますように、今回の評価の要請につきましては、まず2003年7月に清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価について、厚生労働大臣より要請がございました。

また、このものにつきましても、ポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定されているということで、24条2項による評価の要請も併せて行われております。

農薬専門調査会におきまして、5回審議が行われまして、評価書(案)につきまして、先ほどのものと同様の期間、国民からの御意見・情報の募集が行われたものでございます。このものにつきましても、意見は寄せられておりません。

資料3-3のブプロフェジン、殺虫剤でございます。

これについても、3ページの「審議の経緯」にお示ししておりますが、2003年7月に厚生労働大臣より清涼飲料水の規格基準改正に係る食品健康影響評価について要請がございました。

これについてもポジティブリスト制度の導入に伴いまして、暫定の残留基準値が設定をされておきまして、また、昨年2007年8月には、魚介類に対する基準改定の依頼がございまして、その評価の要請、魚介類への基準設定依頼の評価の要請と、24条2項による評価の要請の3つの評価要請によって依頼があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして5回御審議をいただきまして、同一の期間、国民からの御意見・情報の募集が行われたものでございます。

これも最後のページに結果が出ておりますが、期間中に御意見・情報はございませんでした。

したがって、資料3-1から資料3-3に係る農薬につきましては、専門調査会の結果をもちまして、関係機関の方に通知をしたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、本3件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、

「ジクロルミドの一日摂取許容量を0.016mg/Kg体重/日と設定、

ハロスルフロメチルの一日摂取許容量を0.1mg/Kg体重/日と設定、

ブプロフェジンの一日摂取許容量を0.009mg/Kg体重/日と設定する。」

ということよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、続きまして、遺伝子組換え食品等1品目につきまして、説明願います。

○北條評価課長 それでは、資料3-4に基づいて御説明いたします。

今回の評価対象のものでございますが、遺伝子組換え大腸菌W S H株によって生産されたL-セリンでございます。

1ページの「審議の経緯」に記載がございますが、本年1月に厚生労働大臣より、遺伝子組換え食品等の安全性確認に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

遺伝子組換え食品等専門調査会におきまして、1回御審議をいただきまして、その評価書(案)につきまして、本年4月10日から5月9日まで国民からの御意見・情報の募集に充てたものでございます。

結果は、最後のページに記載されておりますが、期間中に御意見・情報というものはございませんでした。

したがって、専門調査会の評価結果を関係機関に通知したいと考えているものでございます。

以上でございます。

○見上委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくをお願いします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、

「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』の附則『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断される。

したがって、『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』（本則）による改めての評価は必要ないと判断される。」

ということよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 20 年 4 月分）について」、事務局から報告願います。

○西村勸告広報課長 それでは、資料 4 に基づきまして、「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 20 年 4 月分）」について、御報告いたします。

4 月、一月で質問等は全部で 54 件ありました。ちなみに前の 3 月には 75 件という数字でした。

内訳を見てもみますと、②の「食品の安全性関係」の中の「新開発食品等 5 件」とありますが、5 件のうちの 2 件がクローン牛の安全性に関する問い合わせになっております。

さらに、③の「食品一般関係」、これは主にリスク管理に関する事項ですが、ここでも上から 2 つ目に「新開発食品等」とありますが、3 件のうちの 1 件がクローン牛に関するもので、国内で販売するのは絶対反対だという御意見です。このように、クローン牛に関しては 3 件ありました。

その下の「衛生関係」の 20 件、これはラーメンにゴキブリが入っていたとか、パンとかお菓子里に異物が混入していたという関係のものが多くて、3 月までにありました冷凍ギョ

ウザ関係は、この4月には1件もありませんでした。

2 ページ、毎月やっている Q & A、今回は先ほどの体細胞クローン牛について何か情報があれば教えてほしいという質問がありましたので、それに対する答えをここに用意してあります。

まず、答えの第1 パラグラフですが、ここでは体細胞クローン技術とはいかなるものかということはこの2行で簡単に説明してあります。

第2 パラグラフにおきましては、我が国において関係研究機関等に対して出荷の自粛が要請されているので、市場には出回っていませんということを言っております。

第3 パラグラフでは、厚生労働省が行った研究によれば、安全性が損なわれることは考えがたいが、新しい技術であるということを踏まえれば、慎重な配慮が必要という報告がなされています。

最後の第4 パラグラフでは、食品安全委員会では、厚生労働省からリスク評価の依頼を受けて、現在、調査・審議を開始したところです、こういうふうには締めくくっております。

報告は、以上です。

○見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容等につきまして、何か御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○見上委員長 外に議事ございますか。

○大久保総務課長 特にございません。

○見上委員長 どうもありがとうございました。これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。以上をもちまして、食品安全委員会第238回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、5月22日(木曜日)14時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

本日はどうもありがとうございました。

以上です。